

第7章 水環境学習・情報発信

I 水環境学習

1 概要

国では、6月5日は「環境の日」、6月の1ヶ月間を「環境月間」と定めている。本市では、この期間にあわせて、「水辺に親しむ親子教室」などさまざまな行事を実施している。平成3年に策定された川崎市環境基本条例では、基本的施策のひとつとして環境教育の推進を位置付け、また、平成6年に策定された川崎市環境基本計画では、環境教育推進の基本的施策として、①環境教育基本方針の策定と推進、②環境教育推進体制の整備、③市民及び事業者の取り組みへの支援をあげている。これらを受けて、平成7年に、環境教育・学習事業推進のガイドラインとして、「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定した。

平成19年度は、「水生昆虫ふれあい教室」を開催したほか、「夏休み多摩川教室」を関係機関と共に開催した。

2 背景

昭和45年、アメリカで「環境教育法」が立法化されたのを契機に環境教育が世界的に注目されるようになった。この環境教育法では、「環境教育とは、人間を取り巻く自然及び人為的環境と、人間との関係を取り上げ、人口、汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、都市や地方の開発計画が、人間環境に対してどのような関わりを持つかを理解させるプロセスである。市民の中に我々の生存を確かなものにし、生活の質を向上させるには、環境の重要さを認識し、責任ある行動をする必要があるという考え方を広めていくことをめざす教育である。」と規定している。

わが国においては、昭和30~40年代の高度成長に伴って起きた産業公害を契機として環境教育の必要性が認識され、近年、生活環境問題や地球環境問題が深刻化する中で再認識されてきた。環境省は「環境学習のための人づくり・場づくり」の中で環境教育の目的を「人間と環境の関わりを明らかにし、さらに入間の恒久的生存のために現在の環境状態を調査し、評価・判断しながら人間と環境の関わりの変化を予測し、どう行動したらよいかを学ぶことである。」としている。平成5年に制定された環境基本法（平成11年7月16日改正）の中に、環境教育・学習の推進が謳われている。

3 事業内容

(1) 水生昆虫ふれあい教室

「環境月間」の行事と位置づけ、小学生及びその保護者を対象に、プールに生息するヤゴの救出、観察・飼育をとおして、水環境の啓発を図る目的で、平成19年5月30日に、平間児童公園プールにおいて開催した。

参加者は近隣の小学校の生徒や幼稚園児、保護者併せて147名にのぼり、子供たちはプールに入り、ギンヤンマ、シオカラトンボやアカネのヤゴを救出した後、飼育方法を教わった。

(2) 夏休み「多摩川教室」

小・中・高校生等を対象に、多摩川の水生生物や河口・干潟の生きものの観察等をとおして、多摩川の河川環境に興味を持ってもらい、夏休みの自由研究などに利用してもらう

ためには開催した。本市をはじめ、東京都、神奈川県、世田谷区、大田区、国土交通省京浜河川事務所及び多摩川流域協議会の主催によるものであり、本市は「川の中の生きもの」、「多摩川の魚の話とお魚なんでも相談」、「多摩川の草と友だちになろう」、「いろいろごろごろ多摩川の石」、「タッチプール魚とあそぼう」及び「エコ紙芝居」の6コーナーを担当した。

ア 開催年月日：平成19年7月24日(火)～25日(水)、10時～15時

イ 開催場所：高津区二子地先(多摩川河川敷)

ウ 来場者：1,200名

エ 開催内容

(ア) 川の中の生きものコーナー(公害研究所、環境対策課、建設局河川課)

底生生物の採取及び観察、パンフレットの配布及び缶バッヂの作成。

(イ) 多摩川の魚の話とお魚なんでも相談(川崎河川漁業協同組合、多摩川施策推進課)

魚についての相談、投網の体験実習及び漁具の展示・説明、多摩川水辺の異動水族館。

(ウ) 多摩川の草と友だちになろう(NPO法人多摩川エコミュージアム、多摩川施策推進課)

多摩川河川敷周辺の雑草調査、ミニ図鑑の配布、シュロの葉細工。

(エ) いろいろごろごろ多摩川の石(NPO法人多摩川エコミュージアム、多摩川施策推進課)

多摩川の石の展示、河川敷で採取した石の観察体験。

(オ) タッチプール魚と遊ぼう(NPO法人多摩川エコミュージアム、多摩川施策推進課)

多摩川で採取した魚をプールに放し、観察、触れ合い体験。

(カ) エコ紙芝居(NPO法人多摩川エコミュージアム、多摩川施策推進課)

紙芝居を通じて、身近な環境問題についてわかりやすく解説し、興味をもつきっかけとする。



水生昆虫ふれあい教室



夏休み「多摩川教室」

II 情報発信

1 概要

河川・海域・地下水等の水質測定結果、調査研究結果、関係法令・条例の制定、改正などの情報を「環境情報」、「水質年報」、「公害研究所年報」、「環境局事業概要（公害編）」により公表している。

また、インターネットのホームページに「水環境情報」、「土壤汚染対策」、「地盤情報」を開設し、河川、海域の水質測定結果や指定区域の指定、市内の標高などの、水質や土壤汚染、地盤沈下関連の情報を掲載している。

2 背景

環境基本条例第18条には「市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民の自主的な活動を支援するため、環境に関する情報、技術支援等の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めている。これは環境問題の解決のためには「市民、事業者と行政が情報の共有を図ることが重要である、との認識に基づくもので、現在、情報の積極的な提供に努めている。

3 事業内容

(1) 環境情報

環境情報は月1回1500部発行され、庁内関係局や図書館、小中学校などへ配布されている。毎月、前月の水質調査結果などの水質関連記事を掲載している。（掲載記事参照）

(2) インターネットホームページ

（ホームページ・アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/>）

・水環境情報

川崎港の生物相調査

水質事故を発見したら

水質測定結果

水のよごれの基礎知識

川の生きもの（市内河川の生きもの）、など

・土壤汚染対策

川崎市における土壤汚染対策の推進について

土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定について

条例改正、よくある質問、など

・地盤環境

川崎市の地盤沈下

市内の標高

地下水揚水に関する規制、など

地下水の揚水(汲み上げ)に関する許可制の導入についてのお知らせ

平成19年10月1日から、地下水の揚水に関する条例を改正し新条例を施行いたします。現条例では、揚水量が1日あたり50m³以上について、届出することとなっておりましたが、新条例では、すべての事業者の方に、許可の申請又は届出をしていただきます。

一般家庭用の揚水施設については、今回の新条例の対象外ですので、市への申請等の必要はありません。

(1) 新条例の許可の対象と基準

1日当たりの平均的な揚水量が50m³以上（同一敷地内で合算値）となる場合、又は揚水機の吐出口の断面積（複数あるときは合計面積）が6cm²を超える揚水施設が対象となり、許可の条件は、揚水する位置（ストレーナー位置）を300mより深くすることと、吐出口の断面積を21cm²以下とすることといたします。

(2) 新条例の届出の対象

1日当たりの平均的な揚水量が50m³未満（同一敷地内で合算値）である場合、かつ、揚水機の吐出口の断面積（複数あるときは合計面積）が6cm²以下の場合、事業者の方は市への届出が必要となります。

揚水量	現条例	新条例
1日当たりの揚水量が50m ³ 以上	届出制	許可制：（吐出口断面積6cm ² 超えるものについても対象） <ul style="list-style-type: none"> ・ストレーナーの位置：地表面下300m以深 ・吐出口の断面積：21cm²以下 （揚水施設が2以上ある場合は、その合計）
同50m ³ 未満	条例対象外	届出制：（吐出口断面積6cm ² 以下についても対象）

*条例の改正前に地下水を揚水しており、新条例に該当するすべての事業者の方は、別途、必要な申請又は届出の手続きを6か月以内にした場合のみ、新条例の審査基準の適用を当分の間、免除します。

また、現条例の届出をされている事業者は、申請又は届出の手続きは必要ありません。

ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/30/30suisi/home/jiban/jiban.htm>

問い合わせ 環境局環境対策課（地盤環境担当） TEL 200-2522 FAX 200-3922

第10期地域環境リーダー育成講座 受講生募集

地域や職場で環境保全活動や環境学習活動を率先して行うことのできる人材を育成します。

- 募集人員 30名（応募多数の場合は抽選）
市内在住・在勤で18歳以上の方（学生は在住のみ）
- 受講料 無料
- 日 時 (前期) 6/ 3~ 7/15
(後期) 8/25~10/ 6の土曜（全9回）
10:00~16:30
- 場 所 中原・高津市民館（施設見学等も予定）
- 募集期間 4月2日(月)~5月11日(金)当日消印有効
- 申込方法 ①住所
②氏名
③年齢
④電話番号
⑤応募動機を記入の上、郵送、FAXで申し込みください。
詳しくは、区役所や市民館等配布のチラシ、または、市ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kantyo/home/leader/top.htm>

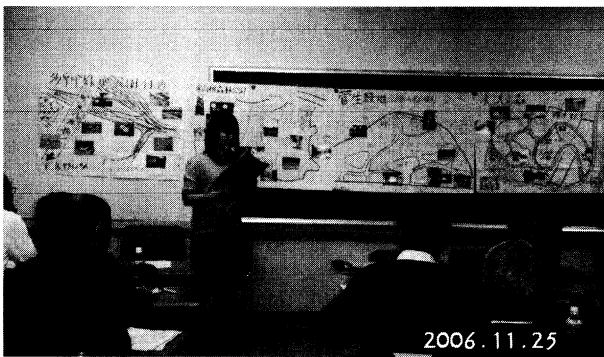
※ ホームページからも申し込みできます。

第3回エコ・フェスタかわさき 私たちにできること始めませんか！

地域環境リーダー育成講座修了生が大集合！
秋元智子氏（環境カウンセラー、環境ネットワーク埼玉事務局長）を交え、川崎で環境をキーワードに活動している人たちの知恵を集めて、環境について語り合います。

環境問題が気になっているのに、何をやつたらいいのかわからない方、手ごたえを感じられない方、これまで何もできなかつた方、ぜひご参加ください。

- 日 時 平成19年4月22日(日) 13時~
- 場 所 中原市民館大ホール
- 参 加 費 無料
- 事前申込 不要
- 主 催 エコ・フェスタかわさき実行委員会



2006.11.25

問い合わせ 環境局環境調整課 〒210-8577(住所記載不要) TEL 200-2386 FAX 200-3921

生田緑地内ばら苑 春の一般開放

バラの開花時期にあわせて、生田緑地内ばら苑を一般開放します。生田緑地内ばら苑は、1.2haの敷地に533種、約4,700株のバラが咲き誇り、芳香がやわらかく苑内を覆っています。ばら苑ボランティアの方々と育てたバラをご観賞ください。



一般開放期間	平成19年5月10日(木)～平成19年6月3日(日)
休苑日	5月14日、21日、28日の月曜日
開苑時間	平日 10時～16時30分 土・日 9時～16時30分 (入苑は、16時まで)
入苑料	無料(ばら苑募金を実施)
駐車場	1回 500円(100台収容) (混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください)
交通	小田急線「向ヶ丘遊園駅」から徒歩12分 JR南武線「宿河原駅」から徒歩15分
問い合わせ	生田緑地内ばら苑 ☎ 978-5270 FAX 978-5270 環境局公園管理課 ☎ 200-2394 FAX 200-3921

かわいい動物たちとのふれあいの場～「ふれあい動物園」の開催～

農家で多く飼われていた牛、ヤギ、ヒツジ、ブタなどの動物たちと接する機会が段々少なくなっていました。そこで、昔、身近にいた動物たちを手で触れたり、抱いたりできる「ふれあい動物園」を開催します。毎年、小学生や幼稚園児等が2,000人以上も参加する大人気のイベントです。

今年も、ヒツジやウサギ、子ブタ、ヒヨコなどとのふれあいコーナーや、ボニーの乗馬体験、金魚すくい、折り紙教室など楽しい催しをたくさん用意していますので、是非、ご参加をお待ちしています。

日 時	平成19年 5月25日(金)午前10時～午後4時 (雨天の場合は、5月29日(火)に順延いたします。)
場 所	橋公園(高津区子母口565)
参 加 費	無 料
問い合わせ	環境局公園管理課 ☎ 200-2365 FAX 200-3921 西部公園事務所 ☎ 777-2551 FAX 777-3986



平成18年度 溝水地整備

平成18年度は、菅北浦緑地と久末緑地の2カ所を整備しました。身近な自然環境における水源を確保し、地下水に親しみを持っていただくために整備したものであり、併せて、水辺の大切さ等の看板を掲げています。



菅北浦緑地



久末緑地

この湧水地では、公害研究所がカワニナ、オナシカワゲラ等の生物を確認しています。

水辺にある貴重な生態系を保全するため湧水地を保全していきましょう。

問い合わせ : 環境局環境対策課 ☎ 200-2522 FAX 200-3922
<http://www.city.kawasaki.jp/30/30suisi/home/jiban/jiban.htm>

川崎で世界が決まる。第3回アメリカンフットボールワールドカップ2007川崎大会
2007年7月7日(土)～7月15日(日) 川崎球場・等々力陸上競技場
[問い合わせ] 第3回アメリカンフットボールワールドカップ2007川崎大会事務局 200-0062-2348
<http://wc2007.info/>

公害病被認定者数 1,848人
(認定者総数 5,979人 - 認定失効者数4,131人)
認定失効者数 4,131人
(治癒等 1,916人 + 死亡者数2,215人)
平成19年3月末日現在 (健康福祉局)

発行・編集

川崎市環境局総務部環境調整課
電話044(200)2387(直通)
E-mail 30kantyo@city.kawasaki.jp



モバイル川崎
「ごみ・リサイクル」へ



「地下水の揚水に関する規制」の説明会のお知らせ

平成19年10月1日から、地下水の揚水(汲み上げ)に関する新条例を施行いたします。これまで、揚水量が1日あたり50m³以上ある場合に、届出をすることとなっておりましたが、新条例では、地下水を利用する事業者の方に許可、

又は届出の申請をしていただきます。この新条例に関する説明会を開催いたしますので、御参加ください。

●日時：7月30日 15時30分～

●場所：川崎市役所第3庁舎15階第1～3会議室

問い合わせ：公害部環境対策課 ☎ TEL 200-2522 FAX 200-3922

環境科学教室を開催

●開催日時：平成19年8月17日（金） 9時30分～12時

●開催場所：川崎市公害研究所
〒210-0853 川崎市川崎区田島町20-2

●募集人員：25名（小学5、6年、中学生）

●参加費用：無料

●申し込み：住所、氏名、年齢、電話番号、学年、学校名を明記して電話またはFAXで7月17日（火）から8月10日（金）までにお申し込みください。（先着順）

●申し込み先：川崎市公害研究所

●実験内容

① 温室効果の様子を観察します。

空気を入れたペットボトルと炭酸ガスを入れたペットボトルを白熱電球で暖めて、その温度変化の様子を観察します。

② 温室効果を生む光を調べる。

光は、人の目が感じることができる可視光線と感じることができない紫外線や赤外線などがあり、温室効果を生む光を分光シートで調べます。

③ 温室効果を生む炭酸ガスを調べる。

温室効果を生む炭酸ガスがどのようなものか調べます。

問い合わせ：環境局公害研究所 ☎ 355-5811 FAX 355-5837

大気・騒音などの苦情発生・解決状況（平成18年度）

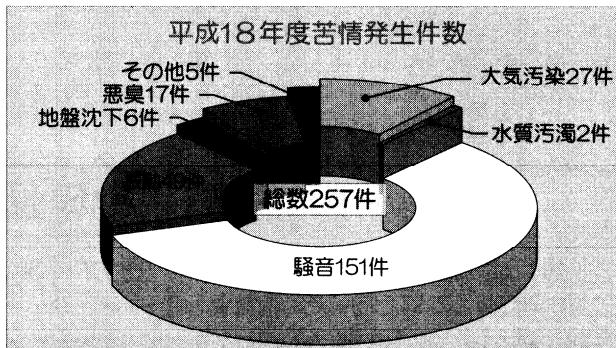
平成18年度に発生した大気汚染や騒音振動等の苦情発生総件数は257件で、最も多かったのは騒音の151件（全体の58%）、次いで振動の49件（19%）、大気汚染の27件（11%）、悪臭の17件（7%）、地盤沈下の6件（2%）、その他の5件（2%）、水質汚濁の2件（1%）の順でした。このうち騒音及び振動の苦情の発生源として最も多かったのは、建設作業に関するもので、それぞれ40件（騒音苦情の26%）、28件（振動苦情の57%）でした。

また、前年度と比較すると、総数では75件（23%）の減少を示しました。その内訳をみると悪臭が26件、大気汚染が23件、騒音が20件、水質汚濁が5件、振動が3件、地盤沈下が2件の減少でした。他方、その他が4件増加しました。

解決状況については、総数は442件で、最も多かったのは騒音の302件（68%）、次いで振動の73件（17%）、大気汚

染の35件（8%）、悪臭の19件（4%）、地盤沈下の6件、その他5件、水質汚濁の2件でした。

公害部では、今後も市民、事業者の皆さんのご協力を得ながら、苦情の発生防止とその解決に努めてまいります。



問い合わせ：環境局企画指導課 ☎ 200-2506 FAX 200-3922

平成18年度川崎市ダイオキシン類環境調査結果

市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内のダイオキシン類の環境調査を定期的に実施しています。平成18年度調査では、次のとおり、大気、公共用水域（水質及び底質）、地下水質及び土壤について、すべての調査地点で環境基準を達成していました。

詳細は、ホームページをご覧ください。
<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kagaku/home/dxn/dioxintop.htm>

調査対象	検査箇所	平成18年度調査結果			基準基準
		立地種別	濃度範囲	測定方法	
大気	一般環境	3	0.043 pg-TEQ/m ³	0.038～0.046	0.6以下
	処理センター周辺	20	0.066 pg-TEQ/m ³	0.032～0.33	
公共用 水域	河川	10	0.17 pg-TEQ/L	0.054～0.45	1以下
	海域	5	0.084 pg-TEQ/L	0.063～0.11	
	底質	5	28 pg-TEQ/g	17～44	150以下
地下水質		13	0.044 pg-TEQ/L	0.017～0.17	1以下
土壤		30	3.1 pg-TEQ/g	0.0041～20	1000以下

問い合わせ：環境局化学物質対策課 ☎ 200-2533 FAX 200-3922

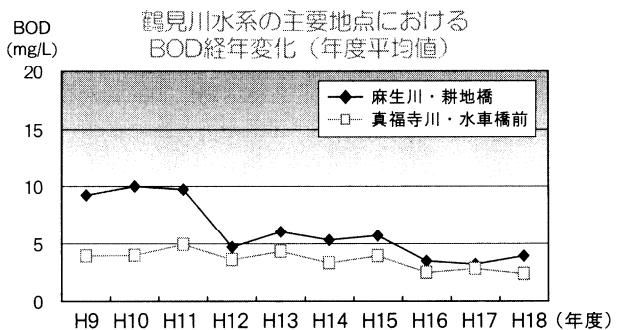
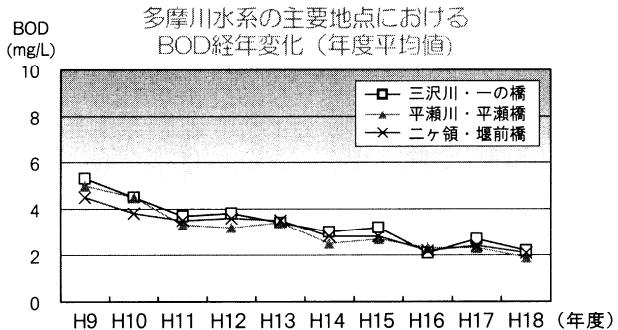
平成18年度公共用水域及び地下水質調査結果

市では、「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」及び「川崎市河川水質管理計画」等に基づき定期水質調査を実施しています。その概要は次のとおりです。

① 公共用水域水質調査結果

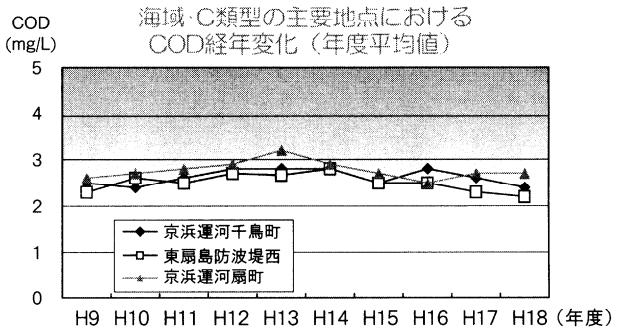
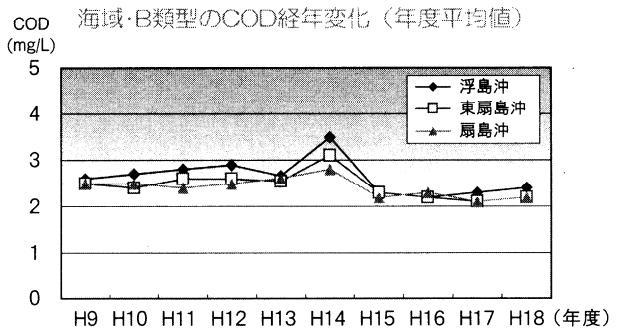
●河川

代表的な指標BOD(生物化学的酸素要求量)の年度平均値で見ると、多摩川水系の市内河川(環境基準及び環境目標の評価地点)では1.4mg/L～2.7mg/L、鶴見川水系では1.4mg/L～3.9mg/Lとなっており、下水道の整備に伴い改善していますが、近年はほぼ横ばいで推移しています。



●海域

代表的な指標COD(化学的酸素要求量)の年度平均値で見ると、本市地先の海域では2.0mg/L～3.3mg/Lとなっており横ばいで推移しています。また、環境基準はすべての地点で適合しています。



② 地下水質調査結果

地下水質調査は、市内128地点の井戸の地下水について、市民の協力を得て実施しました。環境基準が達成されていない井戸所有者には、飲用にあたっては十分注意するよう指導しております。また、汚染原因者が確認された場合は、浄化対策等の指導を行っています。

環境基準達成状況

調査区分	測定		環境基準等達成状況			検出状況		
	地点数	項目数	達成地点数	達成率(%)	未達成項目	地点数	検出率(%)	項目数
調査実数	128	26	104	81.2	4	87	68.0	8
メッシュ	74	26	72	97.3	1	39	52.7	4
定点	9	26	8	88.9	1	9	100	3
定期モニタリング	45	6	24	53.3	4	39	86.7	6

注1)メッシュ調査:市内全域を1kmメッシュに区切り、各メッシュごとの井戸の水質を調査。

2)定点調査:定点において長期的な観点から水質の経年的変化を把握する調査。

3)定期モニタリング調査:前年度までの結果、汚染が確認された地点において継続的に監視する調査。

問い合わせ : 環境局環境対策課 ☎ 200-2520 FAX 200-3922

第10期地域環境リーダー育成講座後期開始!



本市では、地域や職場で環境学習活動や環境保全活動について主導的な役割を担う人材を育成し、地域レベルでの市民の自主的な環境保全活動を活性化することを目的として、地域環境リーダー育成講座を実施しています。

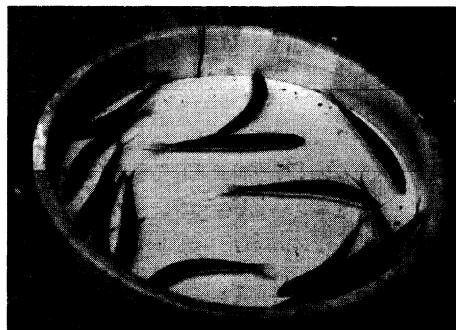
5月26日(土)に開講した今期は、8月25日(土)から後期が始まります。講義が多かった前期と異なり、後期はグループワークが中心となり、地域での活動実践に向けたスキルアップをめざします。

問い合わせ : 環境局環境調整課 ☎ 200-2387 FAX 200-3921

遡上するアコの群れを矢上川中流の上野川橋付近で確認

環境局が、6月26日及び7月18日に実施した公共用水域の調査で、今回初めて鶴見川支川の矢上川中流の五反田橋(高津区久末)から山下橋(宮前区野川)にかけて、アユ(10cm~15cm)が多数生息していることが確認されました。この調査は、市内河川等の28地点を調査定点とし毎年継続して、河川に生息する魚・カニ類、底生動物、水草及び水質について調査を実施しているものです。

前回の平成14年度調査では魚類は確認されていませんが、その後およそ1km下流にある五反田橋付近に魚道が設置されたことや下水道の普及による水質改善などが今回の確認の要因と考えられています。なお、アユの他にはウキゴリ、オイカワ、モツゴ等の魚類を確認しました。この付近の水質は、水質の汚濁状況を示す代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)が0.7mg/L~1.6mg/Lであり、多摩川の二子橋付近と同様にきれいな状況にあります。



矢上川のアユ

問い合わせ：環境局環境対策課 ☎200-2520 FAX200-3922

環境に優しい天然ガス自動車の魅力を体験してみませんか

～天然ガス自動車普及促進セミナーのお知らせ～

天然ガス自動車は、軽油やガソリンよりもCO₂や大気汚染物質の排出量が少ない、環境に優しい自動車で、小型トラックを中心全国で約3万台普及しています。本市は、より一層の普及を図るために、横浜市などと共にセミナー及び展示試乗会を開催します。

参加を希望される方は、事前に電子メール又はFAXで氏名及び連絡先をお知らせください。

●日時・会場 平成19年9月19日(水)

▼セミナー：13時～15時／

関内ホール 小ホール(JR関内駅北口下車徒歩6分)

▼展示試乗会：13時～16時30分／横浜赤レンガ倉庫広場

(JR桜木町駅下車徒歩15分、みなとみらい線馬車道駅下車徒歩6分)

※セミナー終了後、展示試乗会場へ天然ガスバスで案内します。

参加費無料、先着250名です。

問い合わせ：環境局交通環境対策課 ☎200-2531 FAX 200-3922 E-mail 30koutu@city.kawasaki.jp

夏休み環境科学教室を開催 一川崎市公害研究所



実験風景

当所では、毎年夏休みに開催している環境科学教室を今年は8月17日(金)に開催しました。今年は、「地球温暖化のしくみ」を理解するため、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素が熱を吸収する仕組みをペットボトルで作った簡単な実験器具を用いて学習しました。

地球温暖化は、現在、最も大きな環境問題であることから参加希望者が多く、午前・午後の2回環境科学教室を開催し、小学5年生から中学3年生までの58名が参加しました。

当日のアンケート結果では、「地球温暖化のしくみが、実験を通してよくわかった。」「暑くて大変だったけど、とても面白かった。また、参加したい。」など、90%以上が「参加してよかったです。」と答えていました。

問い合わせ：環境局公害研究所 ☎355-5811 FAX355-5837

平成18年度土壤調査結果

本市では、土壤汚染対策法(以下「法」という。)及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、事業者又は土地所有者(以下「事業者等」という。)に対して、工場等の移転若しくは廃止又は再開発等の機会に、土壤調査及び汚染土壤の処理対策について指導しています。

1 土壤調査

平成18年度に法及び条例に基づく土壤調査の対象となった土地は43事例でした。その中で、事業者等の報告により土壤汚染が確認されたものは32事例となっています。行政区別の内訳は、表1のとおりです。

表1 平成18年度の汚染事例数(行政区別)(単位:事例)

川崎区	幸区	中原区	高津区
16	3	8	3
宮前区	多摩区	麻生区	合計
1	0	1	32

2 汚染土壤の処理対策

土壤調査結果を受けて、平成18年度に事業者等から汚染土壤の処理対策実施計画書の提出があったものは、32事例でした。また、そのうち17事例は平成18年度中に処理対策(応急対策、一部対策も含む。)が完了した旨の報告書が提出されています。その概要は、表2のとおりです。

表2 平成18年度に提出された汚染土壤の処理対策実施計画の概要

事例	行政区	汚染物質	処理対策方法	18年度末での状況
1	麻生区	TCE, PCE, 1,2-DCE	掘削除去後、石灰混練による揮発処理	対策済
2	幸区	Pb, F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
3	高津区	TCE, PCE, 1,2-DCE	鉄粉混合法により原位置浄化処理	対策済
4	川崎区	As	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
5	川崎区	As	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
※6	幸区	Pb	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
7	川崎区	As, 1,2-DCE	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
8	川崎区	F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
9	川崎区	Pb, Cr ⁶⁺ , As, Hg, F	掘削除去後、汚染土壤浄化施設で洗浄処理、一部区画で原位置浄化処理、舗装措置	対策済
10	中原区	Pb, As, Hg, F	掘削除去後、汚染土壤浄化施設で洗浄処理	対策済
※11	川崎区	Pb, TCE	覆土処理	対策済(応急)
12	宮前区	PCE	掘削除去後、汚染土壤浄化施設で抽出分解処理	対策済
13	川崎区	Pb, As, 1,2-DCE, Bz, F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
14	川崎区	Pb, As, Hg, PCE, F	掘削除去後、管理型最終処分場での埋立処分	対策済
15	川崎区	As	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
16	川崎区	As	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
17	中原区	CN, Pb, As, PCB, Se, B, F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、管理型最終処分場での埋立処分、溶融処理	継続中
18	中原区	CN, Pb, Cr ⁶⁺ , As, TCE, 1,2-DCE, B, F	微生物による浄化処理、掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、管理型最終処分場での埋立処分	継続中
19	中原区	Pb, As, Hg, Se	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、管理型最終処分場での埋立処分	継続中
20	川崎区	Pb, As, Hg, PCE, F	掘削除去後、管理型最終処分場での埋立処分	対策済
※21	川崎区	Pb, As, Se	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
22	川崎区	Pb, As, Se	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
23	川崎区	F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
24	中原区	Pb, F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	一部対策済
25	中原区	Cd, Se	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、焼成無害化処理、管理型最終処分場での埋立処分	継続中
26	川崎区	Pb, F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
27	幸区	Pb, 1,2-DCE, F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
28	中原区	As, Se, F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
29	高津区	Pb, F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
30	高津区	Pb, As, PCE, TCE	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、微生物による浄化処理、舗装措置等	継続中
31	川崎区	DXN	掘削除去後、熱分解処理し、セメント原料として再資源化処理	継続中
32	川崎区	F, Pb	掘削除去後、固形化処理	継続中

※ 平成17年度以前の汚染事例です。

CN: シアン、Pb: 鉛、Cr⁶⁺: 六価クロム、As: 破壊素、Hg: 水銀、Bz: ベンゼン、TCE: トリクロロエチレン、PCE: テトラクロロエチレン
1,2-DCE: シス-1,2-ジクロロエチレン、Se: セレン、B: ほう素、F: ふつ素、PCB: ポリ塩化ビフェニル、DXN: ダイオキシン類

法及び条例に基づき事業者等が実施した土壤調査の結果、汚染が確認された場合は、処理対策が完了するまで、台帳による閲覧及びホームページへの掲載により、その調査結果等を市で公表しています。公表している台帳は環境局環境対策課の窓口で閲覧することができます。詳細についてはホームページをご覧ください。

(<http://www.city.kawasaki.jp/30/30suisi/home/dojou/dojou.htm>)

問い合わせ : 環境局環境対策課 ☎ 200-2534 FAX 200-3922

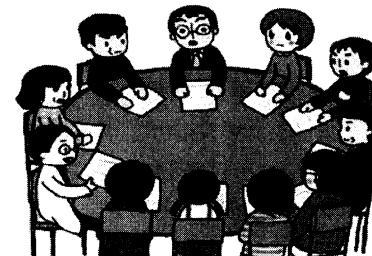
環境報告書を読んでみませんか？「化学物質と環境」市町向けセミナーを開催します！！

環境報告書を読むことは、企業の環境配慮について私たちが知ることができるひとつの手段です。環境報告書と聞くと、難しそうなイメージがありますが、自分の暮らしと照らし合わせて考えてみると、身近に感じられるのではないでしょうか。

環境報告書には何が書いてあるの？ 企業の環境に対する取り組みは？ 読み方のポイントは？

ワークショップ(グループ討議)形式で、普段あまり触ることのない環境報告書と一緒に読んでみませんか。参加者の皆さんで、知識や意見を出し合い、新たな発見や提案を生み出して、違う視点から化学物質と環境について学びましょう。

- 日 時 11月21日(水) 13:30~16:30
- 場 所 高津市民館 第4会議室(高津区溝口1-4-1 ノクティ2 11階)
JR南武線「武藏溝ノロ」駅、東急田園都市線「溝の口」駅から徒歩2分
- 講 師 辰巳 菊子さん(社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 常任理事)
- 定 員 30名
- 参加費 無料
- 申込方法 電話またはFAXで、下記まで参加者氏名を御連絡ください。
- 申込期間 11月7日(水)から【先着順】



なお、「化学物質と環境」事業者向けセミナーについては、化学物質対策課のホームページで紹介していますので、御覧ください。<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kagaku/home/kagaku/kagakutop.htm>

問い合わせ：環境局化学物質対策課 ☎200-2532 FAX200-3922

平成18年度地盤沈下調査結果

公害としての地盤沈下は、地下水の過剰揚水によって地下水位が低下し、それが地層の圧密収縮現象をもたらすことによって生じる沈下を対象としております。一般に、その進行が緩慢で発見が遅れやすく、復元が不可能であるという特徴があるため、早期発見と未然防止が重要となります。

1 精密水準調査

平成18年度は、市内325箇所(有効水準点214箇所)に設置してある水準点の標高を測定しました。前年と比較して、沈下97点(45%)、隆起113点(53%)、変動なし4点(2%)でした。最大沈下は、高津区久本3-11-2に設置してある水準点で0.71cmの沈下でした。2cm以上の沈下を示した水準点は0点でした。

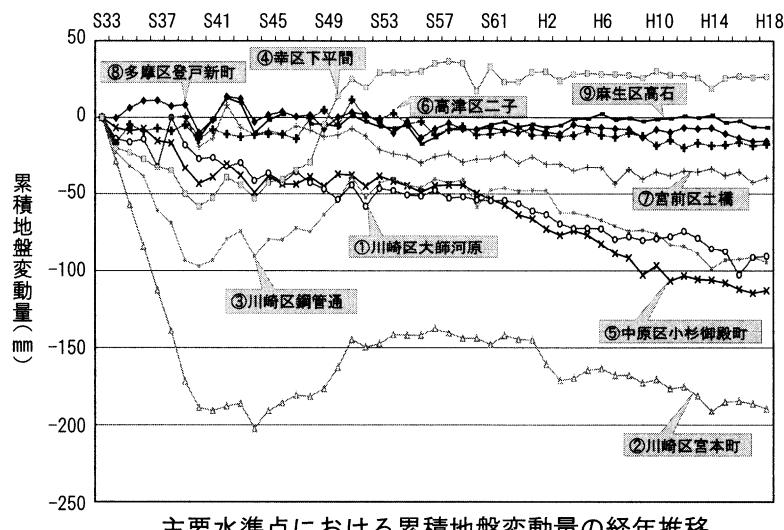
主要水準点における測量開始時から累積した変動は右グラフのとおりです。

2 地下水位

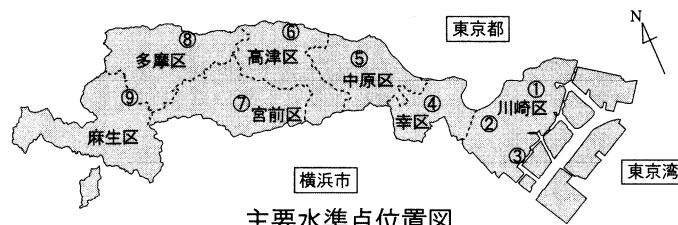
地下水位は、市内9箇所において観測用井戸を設け、地下水位等の常時監視を行っています。地下水位の変動を経年的にみると、設置当初、-30~-20mだった水位が、昭和40年頃から上昇し始め、おおよそ昭和50年頃からは、ほぼ現在の-5m前後の水位を維持しています。

3 地下水揚水量

地下水揚水量が50m³/日以上の揚水者に対して、揚水量の報告を求めており、平成18年の地下水揚水量は、155,817m³/日で前年より約6,400m³/日増加しています。地下水揚水量の経年推移は、昭和40年代以降大幅に減少しましたが、最近は再び微増傾向を示しています。



主要水準点における累積地盤変動量の経年推移



主要水準点位置図

なお、詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30suisi/home/jiban/jiban.htm>

問い合わせ：環境局環境対策課 ☎200-2522 FAX200-3922

環境対策部のページによ うこそ

川崎市環境局環境対策部

川崎市庁舎からの景色



写真をクリックすると拡大します。

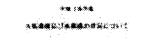
資料



かわさきの空と川と海は
世界とつながっている(平
成 20 年 4 月発行)



平成 20 年度環境局事業
概要(公害編)



平成 19 年度大気環境及
び水環境の状況について

環境対策部では、従来の公害問題(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壤汚染・地盤沈下)に加え、ダイオキシン類対策など新たな環境問題にも取り組んでいます。詳細については以下の項目を御覧ください。

現在の大気の状況
環境対策部の組織

新着情報 NEW

>過去の新着情報一覧

- 平成 20 年度環境局事業概要(公害編)を発行しました。(平成 20 年 12 月 9 日)
- 市の条例に基づく土壤調査等の結果を更新しました。(平成 20 年 12 月 5 日)
- 12 月 3 日に行われたアイドリングストップキャンペーンの呼びかけ開催概要を追加しました。(平成 20 年 12 月 4 日)
- 平成 19 年度騒音・振動測定結果を掲載しました。(平成 20 年 12 月 4 日)
- 平成 20 年度「化学物質と環境」セミナー開催のお知らせを掲載しました。(平成 20 年 11 月 28 日)

項目別情報

► 大気汚染対策

市内の二酸化窒素等による大気汚染状況や大気汚染に対する本市の施策に関する情報です。

現在の光化学スモッグの発令状況

神奈川県内の光化学スモッグの情報です。

► 騒音・振動

騒音・振動苦情の発生件数の推移やその対策についての情報です。

► 地盤

地盤沈下とその対策についての情報です。

► 化学物質関連

化学物質の環境濃度の状況、市内の排出量、川崎市の取組などの情報です。(PRTR法、リスクコミュニケーション、未規制化学物質、ダイオキシン、有害大気汚染物質、条例による適正管理の推進)

► 公害監視センター

大気汚染及び水質汚濁の常時監視結果等の情報です。

► 事業者の方へお知らせ

条例や法律の条文や、届出様式集、公害防止のための融資制度等についての情報です。

かわさきエコドライブ宣言への登録はこちら

► 麻生区はるひ野周辺における主な化学物質 の環境濃度調査結果

► 水環境対策

市内の河川等の汚染状況、生き物調査結果などについての情報です。

きれいな東京湾を目指して

八都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会の取り組みに関する情報です。

► 土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定などについての情報です。

► 交通環境対策

自動車・鉄道・航空機による大気汚染・騒音・振動の対策についての情報です。

► 環境行動事業所

本市では環境への配慮が優れている事業所を認定する制度を運用しています。現在認定中の事業所等の情報です。

► 公害研究所

公害研究所で行っている大気汚染、水質汚濁、騒音・振動及び都市環境に関する調査研究結果についての情報です。

► 関連リンク

川崎市の地球温暖化対策／建築物配慮制度(CASBE 川崎)／国際環境施策(UNEP連携)／川崎市の環境教育

このページに関する問い合わせは、環境局環境対策部企画指導課まで
電話:044-200-2506 FAX:044-200-3922

川崎市トップページ>環境対策部のページによこそ

水環境情報

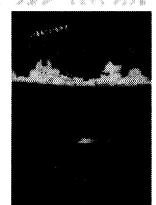
Never

川崎港の生物相調査の速報です。(2007.1)

メイン コンテンツ

- 月間水質調査結果…河川および海域の水質調査結果
 - 水質事故について…市内の事故概要、水質事故を発見したら
 - 水のよごれの基礎知識
 - コイヘルペスウイルス病について
 - 溯上するアユの群れを矢上川中流の上野川橋付近で確認

資料・刊行物



生活排水対策とり多摩川河口干潟の川の生きもの(市内河もどそう清流生きもの川の生きもの)多摩川河口干潟の生物と底質

その他のご案内

その他のご案内はありません。

四庫全書

▲川崎市公害研究所トップページ

川崎市公害研究所のホームページで、業務概要の紹介や環境教育に関するイベントの一案などをしています。

二集

国土交通省

宜派河川事務所

水文・水質データベース

(多摩川本川、鶴見川本川ほかのデータが見られます。)

東京湾岸自治体環境保全会議

このホームページについてのお問い合わせは…
川崎市環境局環境対策部環境対策課 水質担当まで
電話：044-200-2520

→環境対策部のトップページへもどる

川崎市の土壤汚染対策

[土壤汚染対策トップ](#)

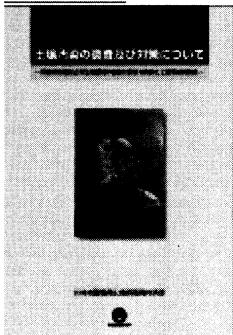
[土壤汚染対策法](#)

[川崎市の条例](#)

[浄化施設認定要綱](#)

[よくある質問](#)

[パンフレット](#)



[土壤汚染の調査及び対策について\(PDF,637KB\)](#)

[環境対策部のページ](#)

[市役所のトップページ](#)

New新着情報

- [市の条例に基づく土壤調査等の結果の一覧表を更新しました。](#)
(平成 21 年 1 月 15 日)
- [土壤汚染対策法の指定区域情報を更新しました。](#)(平成 20 年 12 月 22 日)
- [市の条例届出様式の記載例を追加しました。](#)(平成 20 年 7 月 16 日)

土壤汚染対策法

土壤汚染対策法に基づく指定区域等を掲載しています。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

市の条例に基づく土壤調査等の結果等について掲載しています。

川崎市汚染土壤浄化施設認定等に関する要綱

要綱に基づく汚染土壤浄化施設の認定状況等について掲載しています。

よくある質問

Q&A を掲載しています。

川崎市環境局環境対策部環境対策課 土壌担当

住所: 川崎市川崎区宮本町1番地(川崎市役所第3庁舎 10階)

電話: 044-200-2534,2528 FAX: 044-200-3922

ようこそ地盤情報のページへ

川崎市内における地盤沈下の概要、地盤の高さ、地下水の揚水に関する情報を紹介いたします。

○新着情報

- ・「地盤沈下と地下水(地下水の揚水規制)」(PDFファイル)をアップしました。
- ・標高の経年成果を載せました。【平成 16 年 1 月 1 日～】
- ・「市内の標高」を(平成 20 年 1 月 1 日)成果に改正しました。

	川崎市の地盤沈下 地盤沈下に関する調査(水準測量、地下水位)の内容及び結果をグラフ等で見ることができます。
	市内の標高 (観測基準日 平成 20 年 1 月 1 日) 川崎市水準基標の標高を見ることができます。
	市内における地下水の揚水に関する規制について 「地盤沈下と地下水(地下水の揚水規制)」をPDFファイルで見ることができます。
	閲覧図書の紹介 川崎市の地盤情報に関する閲覧図書を御紹介いたします。
	公表資料 公表資料を公開いたします。

問い合わせ先

環境局環境対策部環境対策課地盤環境担当
電話：044(200)2522

[環境対策部トップページへ](#)